○標準貨物自動車運送約款（手続三手運輸倉庫局第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第一百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
　第一節　運送の引受け（第三条・第五条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第六条・第十七条）
　第三節　積付け（第十八条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十六条）
　第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
　第六節　事故（第二十九条・第三十一条）
　第七節　運賃、料金等（第三十二条・第三十八条）
　第八節　責任（第三十九条・第四十二条）
第三章　運輸運輸倉（第四十三条・第四十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の締結する軽貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この標準運送約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は一般の慣習によります。

第二章　運送業務等

第一節　運送の引受け

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示しインターネットに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の優先）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変更しやすい貨物の運送である場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送運送期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる運送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集貨及び配達のため必要な期間

2　前項第二号の輸送期間の算定方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めている場合であって当店が当該方法により当店と運送の申込みをする者との間で電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みを受けたときは、前項第二号の輸送期間は、当該運送の申込みに際して当該申込みをする者が当店に通知した貨物の引渡しの日時を考慮して当店が定めます。

3　当店は、前項の規定により輸送期間を定めたときは、当該運送の申込みをする者に対し、当該輸送期間を通知します。ただし、当該運送の申込みをする者が当該輸送期間を知っているときは、この限りでありません。

4　当店は、第二項の輸送期間の算定方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みをする者との間で電磁的方法により当該運送の申込みを受けたときは、当該運送の申込みに際して当該申込みをする者が当店に通知した貨物の引渡しの日時を考慮して当店が定めます。この場合において、当該運送の申込みをする者が当該輸送期間を知っているときは、この限りでありません。

（運送の引受け）

第六条　当店は、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質、容積、重量、荷造り及び個数

三　集貨先及び配達先又は発送地及び荷着地（団地、アパートその他同一敷地内にある二以上の建物に配達するときは、その名称及び配達先の建物の数）

四　集貨先及び配達先又は発送地及び荷着地の属する都道府県名（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）

五　運送の希望日時

六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する特殊料金及び第三十四条に規定する特殊料金を含む。）及び第三十二条第一項に規定する消費税等相当額（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法（クレジットカード、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法をいう。）

七　私設荷役機器の有無

八　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　貨物の品目

十　第六十二条に規定する貨物の損害又は紛失を発見したときは、その旨

十一　第六十三条第一項に規定する貨物事故を発見したときは、その旨

十二　運送装置に付すことを希望するときは、その旨

十三　特別な荷扱いがあるときは、その内容

十四　本船扱の内容について承諾するか否か

十五　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において当店が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みを受けている場合であって当店が当該方法により当店と運送の申込みをする者との間で電磁的方法により当該運送の申込みを受けたときは、前項第二号の輸送期間は、当該運送の申込みに際して当該申込みをする者が当店に通知した貨物の引渡しの日時を考慮して当店が定めます。この場合において、当該運送の申込みをする者が当該輸送期間を知っているときは、この限りでありません。

（運送の引受け）

第七条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、前条第一項の運送申込書の提出があったときに限り、当該運送を引き受けるものとします。ただし、当該運送の申込みをする者が運送引受書の交付を受けることを拒んだときは、この限りでありません。

一　集貨先又は発送地の日時指定

二　運賃、料金等の額

2　当店は、前条の事実に関する調査のために必要があるときは、当該運送の申込みをする者に対し、説明を求めることがあります。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行う場合において、当該運送の申込みをする者が特別積合せ貨物運送に適しないものであるときは、当該運送の申込みを引き受けないことがあります。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行う場合において、当該運送の申込みをする者が利用運送に係る手数料の支払を拒んだときは、当該運送の申込みを引き受けないことがあります。

（運送の申込みの撤回）

第八条　当店は、前条第一項の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の種類及び性質を通知しないことに関しあるときは、申込者の同意を得ずにその立会の上で、これを点検することがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質又は申込者の通知したところと異なるときは、これによりかかった費用を負担していただきます。

4　当店が第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

第二節　運送業務等

（受取日時）

第九条　当店は、受け出荷日時を定め、店頭に掲示又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受け出荷日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の優先）

第十条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変更しやすい貨物の運送である場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第十一条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送運送期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる運送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集貨及び配達のため必要な期間

2　前項第二号の輸送期間の算定方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みをする者との間で電磁的方法により当該運送の申込みを受けたときは、前項第二号の輸送期間は、当該運送の申込みに際して当該申込みをする者が当店に通知した貨物の引渡しの日時を考慮して当店が定めます。この場合において、当該運送の申込みをする者が当該輸送期間を知っているときは、この限りでありません。

（運送の引受け）

第十二条　当店は、運送の申込みがあったときは、前条第一項の運送申込書の提出があったときに限り、当該運送を引き受けるものとします。ただし、当該運送の申込みをする者が運送引受書の交付を拒んだときは、この限りでありません。

一　集貨先又は発送地の日時指定

二　運賃、料金等の額

2　当店は、前項の事実に関する調査のために必要があるときは、当該運送の申込みをする者に対し、説明を求めることがあります。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行う場合において、当該運送の申込みをする者が特別積合せ貨物運送に適しないものであるときは、当該運送の申込みを引き受けないことがあります。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行う場合において、当該運送の申込みをする者が利用運送に係る手数料の支払を拒んだときは、当該運送の申込みを引き受けないことがあります。

（積付け）

第十三条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2　シャーシ、ロール台車、充てん済みコンテナその他の荷役用具は、運送貨物自動車運送事業者が用意しているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの拒否）

第十四条　当店は、運送申込書に記載された集荷先又は発送地において荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は荷着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）

第十五条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第十六条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けるまでは、当該貨物の引渡しをしません。

2　商人である荷受人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等の全部又は一部を支払わなければならない日までに支払わないときは、当該支払わない運賃、料金等の支払を受けるまでは、当該貨物について当店が占有する荷受人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の変更等）

第十七条　当店は、荷受人を確知することができない場合その他前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに充てることがあります。

4　当店は、第一項の規定により寄託をしたときは、運賃、料金等及び寄託に関する費用の弁済を受けるまで、当該貨物について倉庫営業者に対する質権を設定することがあります。

（引渡不能の貨物の処置）

第十八条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第十七条第二項の場合には、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

第十九条　当店は、第十七条の規定により荷受人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人から指図をしないときは、相当の期間を定めて、その催告をします。

2　前項の規定にかかわらず、相当な方法で換価することができる貨物は、第十七条の規定により荷受人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人から指図をしないときは、相当の期間を定めて、その催告をします。

3　前項の規定による催告をしても荷送人から指図がないときは、当店は、その貨物を競売に付することができます。

4　当店は、前項の規定により貨物を競売に付したときは、その代金から運賃、料金等及び競売に要した費用を差し引いた残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の供託又は競売）

第二十条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合において、その貨物が滅失又は損傷のおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、直ちにその貨物を競売に付することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売に付したときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

3　当店は、前条第一項の規定により貨物を競売に付したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

4　当店は、第一項の規定により貨物を競売に付した場合において、当該貨物の一部が滅失又は損傷したときは、荷送人又は荷受人の負担とします。

（事故の際の措置）

第二十一条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図を求めます。

一　貨物の著しい滅失、損傷その他の事故を発見したとき。

二　当店の責めに帰すべき事由により運送の遅延が明らかになったとき。

三　相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

2　当店は、前項の場合において、指図を受けないときは、当該貨物の運送の中止、送達、転送その他の処分について指図をすることができます。

3　当店は、前項の規定により貨物の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

（危険品の処分）

第二十二条　当店は、第十五条の規定による通知又は同条の規定により荷送人の指定する者から指図を受けることができない場合において、必要に応じ、いつでも貨物の運送上の危険を除去するために必要な処分をすることができます。

2　当店は、前項の規定により貨物の処分をしたときは、遅滞なく、荷送人に対して通知します。

（運賃、料金等の変更）

第二十三条　当店は、運賃、料金等又は品代金等の支払を受けるまでは、当該貨物の引渡しをしません。

2　商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等の全部又は一部を支払わなければならない日までに支払わないときは、当該支払わない運賃、料金等の支払を受けるまでは、当該貨物について当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（運賃、料金等の変更方法）

第二十四条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額が著しく不適当となったときは、その額に達するまでの間、当該運賃、料金等の額を変更し、又は追徴します。

3　当店は、前二項の規定により運賃、料金等の額を変更したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

4　当店は、第一項又は前二項の規定により貨物の運賃、料金等の額を変更したときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等並びに品代金及び立替金に充当します。この場合において、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付します。

（引渡不能の貨物の供託又は競売）

第二十五条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合において、その貨物が滅失又は損傷のおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、直ちにその貨物を競売に付することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売に付したときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物を競売に付した場合において、貨物の一部が滅失又は損傷したときは、荷送人の負担とします。

（事故等と運賃、料金等）

第二十六条　当店は、第二十七条又は第二十九条の規定による場合を除き、その貨物について滅失、損傷又は延着が生じた場合であっても、運賃、料金等を収受します。ただし、当店の責めに帰すべき事由により貨物の全部又は一部を収受しないときは、この限りでありません。

2　当店は、貨物の全部又は一部が滅失したときは、運賃、料金等を収受しません。ただし、荷送人又は荷受人に対し、既に収受した運賃、料金等があるときは、これを返還します。

（運賃、料金等の支払）

第二十七条　当店は、貨物の全部又は一部が滅失その他やむを得ない事由により滅失し若しくは相当の期間を経過しても当店が貨物を引き渡すことができないとき又は貨物の損傷が生じたときは、